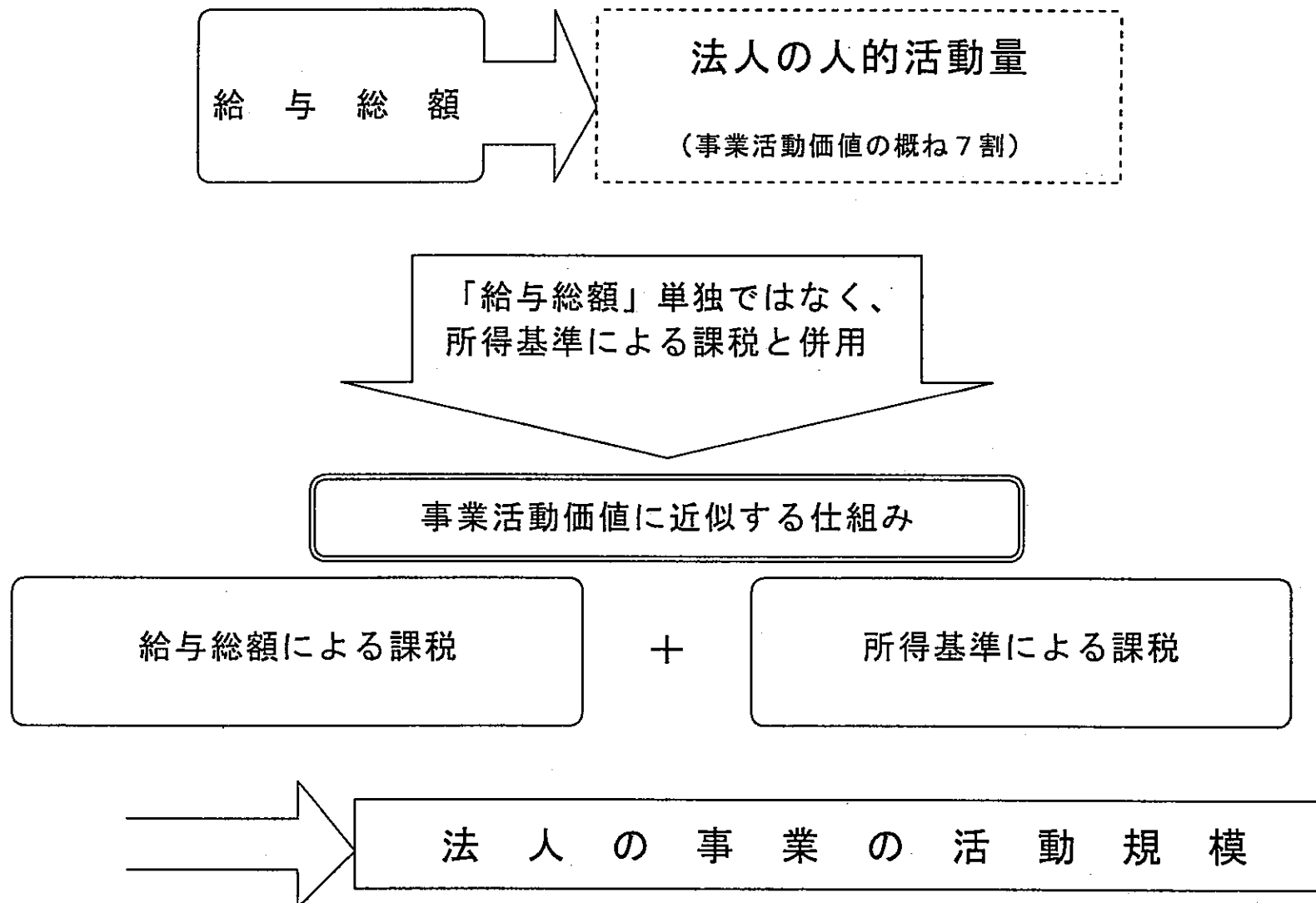
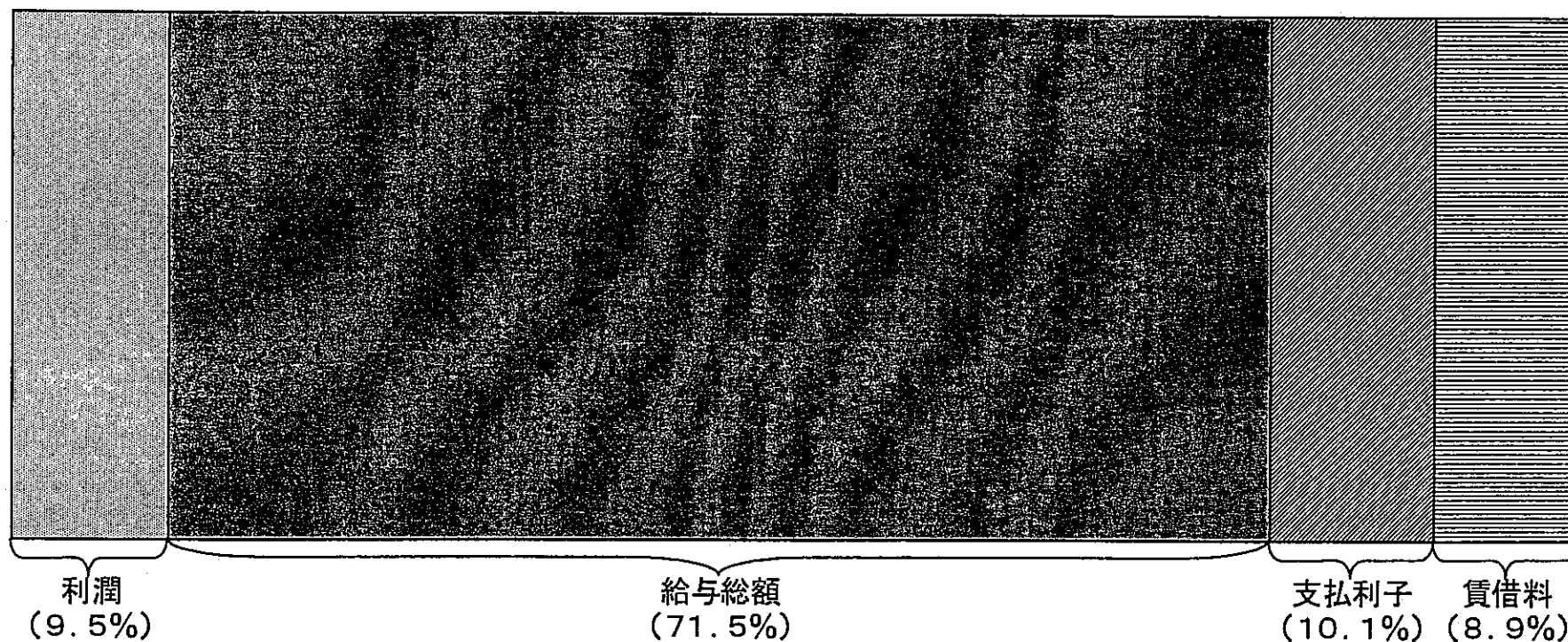


② 給与総額



事業活動価値の内訳(平成元～10年度の平均値)



- (注) 1 平成元～10年度法人企業統計年報から算出し、区分は次によった。
 利潤＝税引前当期純利益、給与総額＝役員給与＋従業員給与＋福利厚生費、
 支払利子＝支払利息・割引料、賃借料＝動産・不動産賃借料
 2 農林水産業、鉱業及び金融保険業に係るものは、含まれていない。

給与総額における福利厚生費とは

① 法定福利厚生費

- ・ 健康保険料
- ・ 厚生年金保険料
- ・ 雇用保険料
- ・ 労災保険料
- ・ 児童手当拠出金 等

② 法定外福利厚生費

- ・ 企業年金

※ 退職給与引当金

- ・ 制服
- ・ 冠婚葬祭用金品等
- ・ 職員値引販売
- ・ 食事支給
- ・ 社宅
- ・ 低利融資による利益 等

※ 退職給与引当金は、福利厚生費ではないが、退職金を給与総額に含め、課税対象とすると退職金の代わりに企業年金を実施している法人との整合性をどのように考えるか？

給与総額における申告イメージ

未 定 稿

損 益 計 算 書 等
(費用の部)

② 給与総額

課税標準 : 給与総額による課税 + 所得基準による課税

各要素の範囲

「所得」 : 所得基準による事業税の課税標準額と同様
(ただし、繰越控除適用前のもの)

「給与総額」 : 俸給・給料等、賞与、福利厚生費等の合計額
(注：退職手当を含めることとすることが適当か。)

新規の書類作成は不要

給与計算書を作成 ←

給与総額による課税

+

所得基準による課税

※ 給与総額については、課税標準の範囲に含まれるデータの積上げを行うとともに、当該データの合計額を裏付ける一定の計算書（明細書）の提出が必要になると考えられる。

原材料費

売上原価

減価償却費
消耗品費
労務費
賃借料：その他

人件費

減価償却費
消耗品費
賃借料：その他

販売費・一般管理費

支払利子
株式売却損等

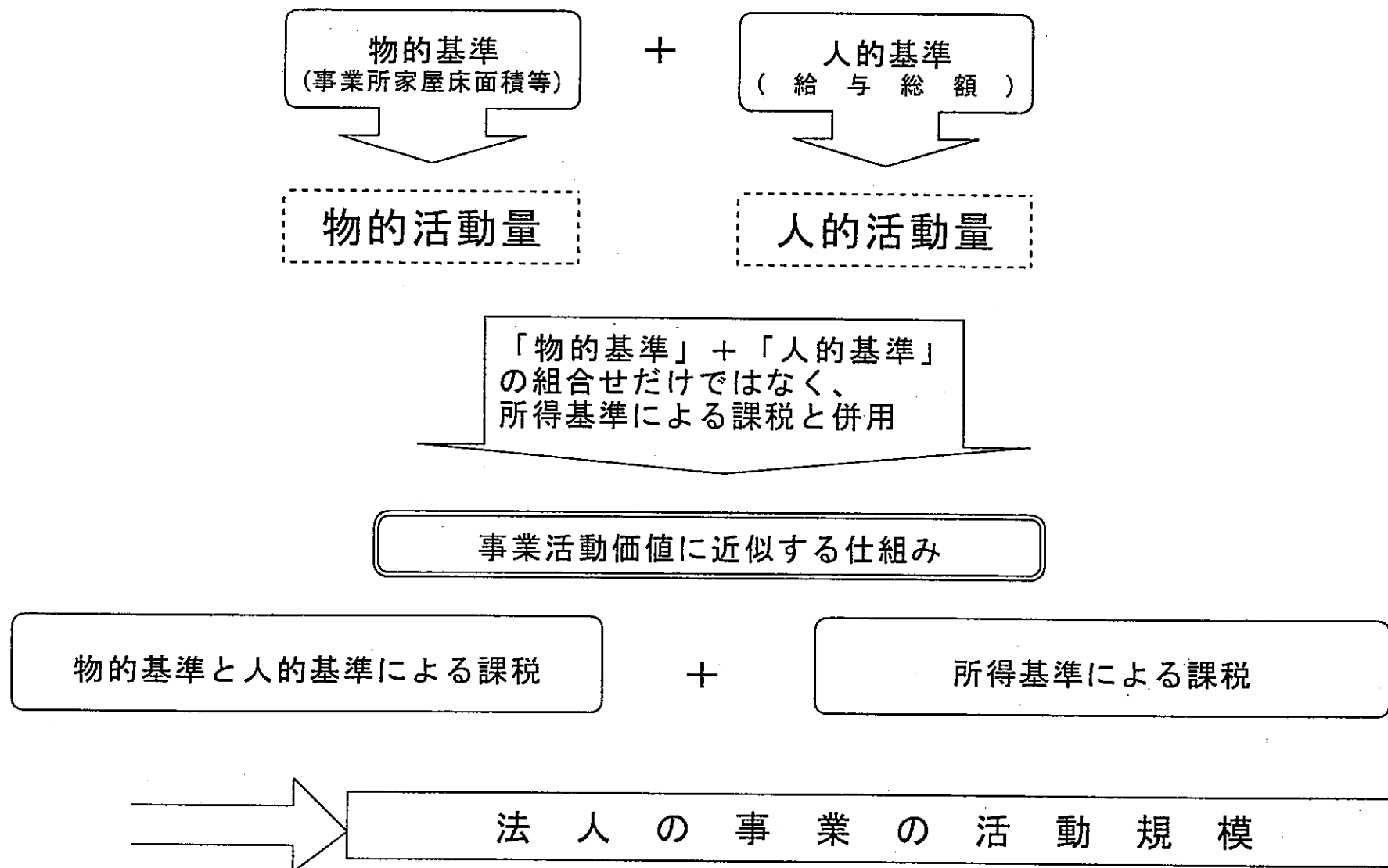
営業外損益

固定資産売却損等

特別損益

(注) 法人は、この他に、法人税申告書の付属明細書、労働基準法で義務づけられている賃金台帳、所得税の月別源泉徴収高表等を作成している。

③ 物的基準と人的基準の組合せ



現行の事業税における事務所・事業所の概念

地方税法

(昭和二十五年七月三十一日法律二百二十六号) (抄)

(事業税の納税義務者等)

第七十二条 事業税は、法人の行う事業並びに個人が行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、法人にあつては所得及び清算所得又は収入金額、個人にあつては所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その法人及び個人に課する。

258 略

地方税法の施行に関する取扱について(道府県税関係)

(昭和二十九年五月十三日自乙府発第百九号) (抄)

第一章 一般的事項

六 事務所又は事業所

- (1) 事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)とは、それが自己の所に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であつて、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であつても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれないものであること。

(2) 略

各物的基準の特徴について

	確実に関連する生産要素	生産要素の調達手段	使用者課税を前提とした場合の特徴
家屋床面積	建 物	購 入 (支払利子)	・所有者と使用者が一致しない場合でも、課税庁として把握が容易 ・変動性が低い
資産の価額	建 物 機 械 等 (残存価額)		・所有者と使用者が一致しない場合、課税庁が把握するには制度上の工夫が必要 ・変動性が高い
減価償却費	建 物 機 械 等 (償却価額)	賃 借 (賃借料)	・所有者と使用者が一致しない場合、課税庁が把握するには制度上の工夫が必要 ・変動性が高い

物的基準と人的基準の組合せにおける申告イメージ

未 定 稿

損 益 計 算 書 等
(費用の部)

③ 物的基準と人的基準

課税標準 : 物的基準と人的基準の組合せによる課税＋所得基準による課税

各要素の範囲

「所得」 : 所得基準による事業税の課税標準額と同様
(ただし、繰越控除適用前のもの)

新規の書類作成は不要

「物的基準」 : 使用者課税の原則

各要素に応じた計算書の作成

「給与総額」 : 俸給・給料等、賞与、福利厚生費等の合計額
(注 : 退職手当を含めることとすることが適当か、)

給与計算書を作成 ←

※損益計算書や勘定科目内訳書等が参考になる

物的基準と人的基準による課税

+

所得基準による課税

※ 給与総額については、課税標準の範囲に含まれるデータの積上げを行うとともに、当該データの合計額を裏付ける一定の計算書（明細書）の提出が必要になると考えられる。

原材料費

売上原価

減価償却費

消耗品費

労務費

賃借料 : その他

人件費

販売費・一般管理費

減価償却費

消耗品費

賃借料 : その他

支払利子

株式売却損等

営業外損益

固定資産売却損等

特別損益

(注) 法人は、この他に、法人税申告書の付属明細書、労働基準法で義務づけられている賃金台帳、所得税の月別源泉徴収高表等を作成している。

④ 資本等の金額

資 本 等 の 金 額
(資本金＋資本積立金)

「資本等の金額」を直接課税
標準とするのではなく、事務
所数や従業員数を加味した
上、所得基準や他の外形基準
との組合せによる課税と併用

(例1)

資本等の金額	税 額
×××円未満	α円
×××円以上△△△円未満	β円
△△△円以上	γ円

×事務所数＋

所得基準や他の外形基準による課税

(例2)

	従業員数		
資本等の金額	×××人未満	×××人以上△△△人未満	△△△人以上
×××円未満	α ₁ 円	α ₂ 円	α ₃ 円
×××円以上△△△円未満	β ₁ 円	β ₂ 円	β ₃ 円
△△△円以上	γ ₁ 円	γ ₂ 円	γ ₃ 円

＋

所得基準や他の外形基準による課税

法 人 の 事 業 の 活 動 規 模

資本等の金額における申告イメージ

未 定 稿

④ 資本等の金額

貸 借 対 照 表 等
(資本の部)

課税標準 : 資本等の金額に事務所数や従業員数を加味した上、所得基準や他の外形基準との組合せによる課税

各要素の範囲

(例)

「所得」 : 所得基準による事業税の課税標準額と同様
(ただし、繰越控除適用前のもの) 新規の書類作成は不要

「資本等の金額」 : 資本金と資本積立金額の合計額 ←

資本等の金額区
分による税額

×

事務所数

+

所得基準等
による課税

OR

資本等の金額区
分及び従業員数
の組合せによる
税額

+

所得基準等
による課税

資本金

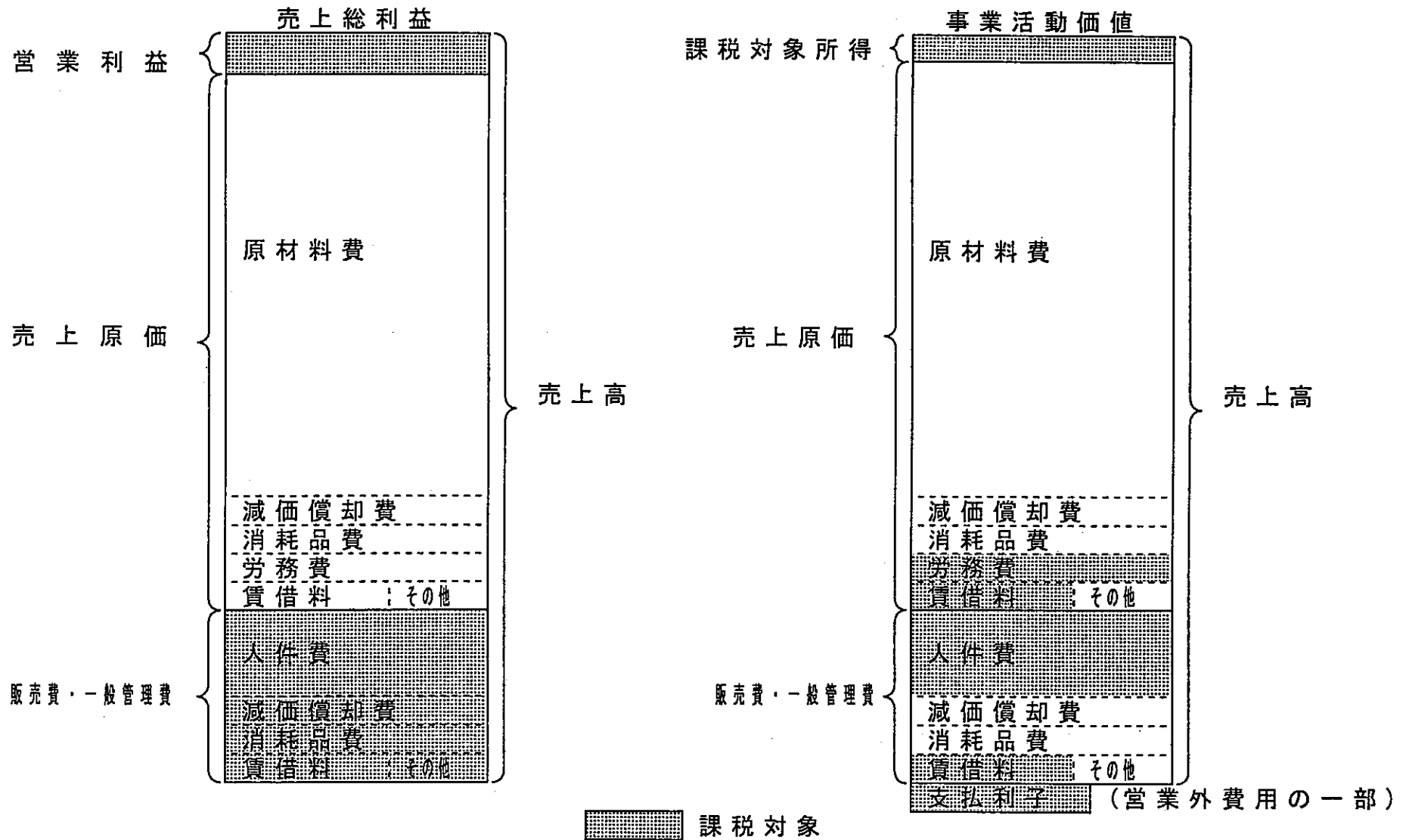
資本準備金

利益準備金

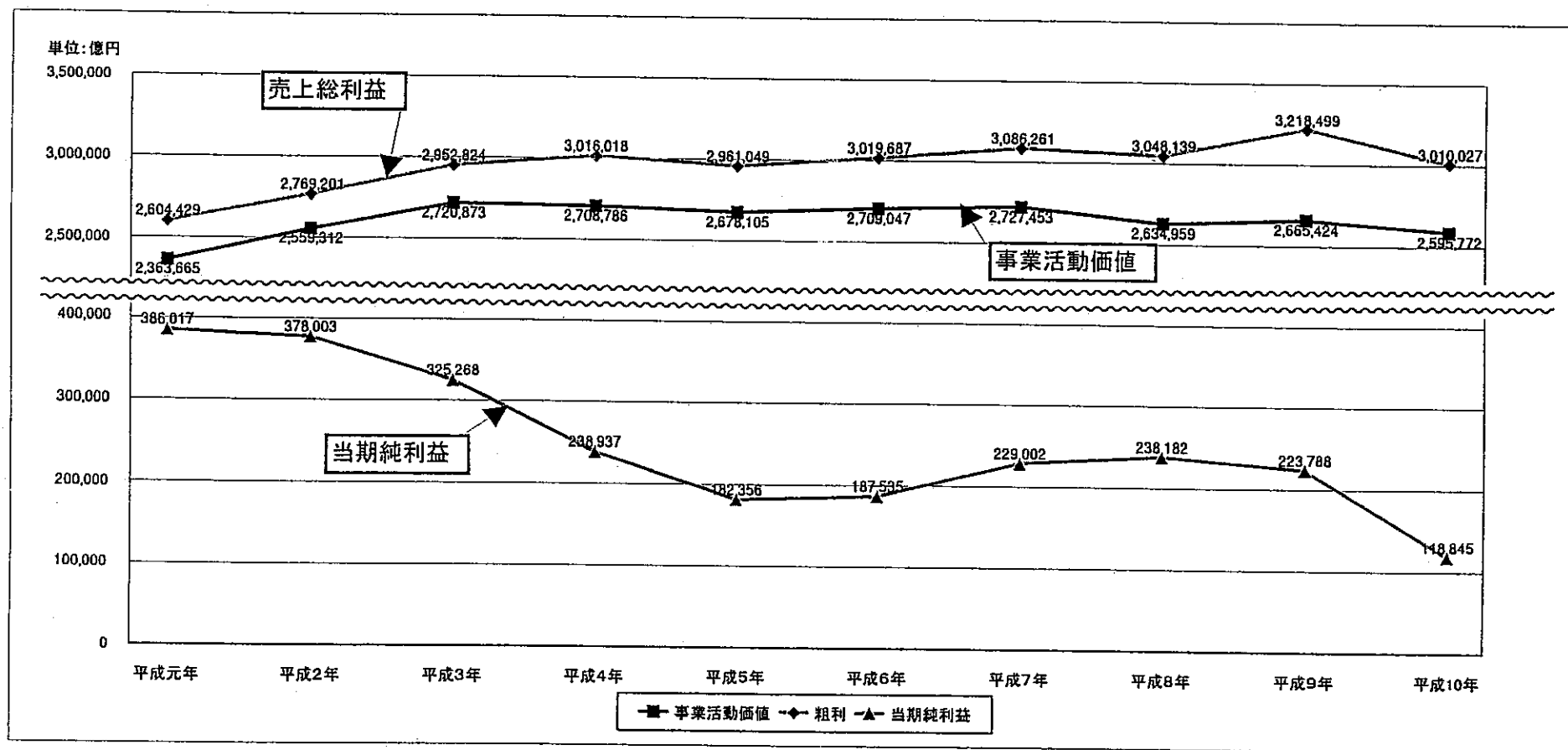
その他剰余金

(注) その他、法人登記簿謄本等が存在している。

売上総利益（粗利）と事業活動価値の比較



(参 考)



- (注) 1 「法人企業統計年報」(大蔵省)により算出。
 2 各指標は、次のデータを用いた。
 ① 売上総利益(粗利)……売上高－売上原価(営業利益＋販売費・一般管理費)
 ② 事業活動価値……税引前当期純利益、役員給与、従業員給与、福利厚生費、支払利子・割引料及び不動産賃借料の合計額
 ③ 当期純利益……税引前当期純利益
 3 法人事業税の対象産業を集計。ただし、金融機関分は含まれていない。

各外形基準の特徴

未 定 稿

	①事業活動価値(仮称)	②給与総額	③物的基準+人的基準	④資本等の金額	(参考) 売上総利益
特 徴	・法人の人的・物的活動量を客観的かつ公平に示し、法人の事業活動規模を表すものとして最も理論的。 ・各生産手段の選択に関して中立的。 ・課税ベースが広く、安定的。 ・課税・納税事務の複雑化につながらないよう検討することが必要。	・法人の人的活動量を示す。 ・給与総額は事業活動価値の7割を占めることから、簡便な基準として事業活動価値を代替。 ・所得基準と併用する場合には、事業活動価値に近似する仕組みとして性格付けられるのではないか。	・物的側面と人的側面の両面から事業活動量をとらえており、事業活動の規模を相当程度総合的に表す。 ・所得基準と併用することにより、事業活動価値に近似する仕組みとすることも可能ではないか。 ・使用者課税を前提とした場合、物的基準の把握について工夫が必要ではないか。	・法人の事業活動規模をある程度示す。 ・資本等の金額それ自体は、簡素な基準であり課税及び納税事務の負担が少ない。 ・所得基準による課税や他の外形基準による課税と組み合わせて用いることを基本として考えることが適当ではないか。	・課税ベースが広く、安定的。 ・企業会計上の位置づけが明確。 ・売上原価に区分するのか販売費・一般管理費に区分するのか明確でないものが存在。 ・売上原価と比較して、販売費・一般管理費の比重の高い業種の負担が大きくなることが想定されるのではないか。

(注) 導入に際しては、税負担の激変の緩和を図る等の観点から、経過的な措置としての所得基準による課税の併用を別途検討。